

○無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備) 第三十七条の二十七の二十一 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 通信方式は、<u>単向通信方式であること。</u></p> <p>ロ 変調方式は、<u>直交周波数分割多重変調であること。</u></p> <p>ハ 送信又は受信する電波の偏波は、<u>水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。</u></p> <p>二 D七W電波又はG七W電波五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 通信方式は、<u>単向通信方式であること。</u></p> <p>ロ 変調方式は、<u>四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。</u></p> <p>ハ 送信又は受信する電波の偏波は、<u>水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。</u></p> <p>三 D七W電波、G七W電波又はX七W電波四一GHzを超え四二GHz以下</p>	<p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備) 第三十七条の二十七の二十一 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 D七W電波、<u>G七W電波又はX七W電波五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p>イ (同上)</p> <p>ロ <u>変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は直交周波数分割多重変調であること。</u></p> <p>ハ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>

又は五五・二七 GHz を超え五五・二七 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの
イ〜ハ (略)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1~30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)~(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア 番組素材中継を行う無線局の送信設備

(ア)・(イ) (略)

(ウ) × 7W電波 1,240MHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもの $7 (10^{-6})$ 以下

(エ)・(オ) (略)

イ・ウ (略)

(8)~(18) (略)

32~54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

表 (略)

第 1~第 9 (略)

第 10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (略)

(3) 1,240MHz を超え 1,300MHz 以下、2,330MHz を超え 2,370MHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz

イ〜ク (留)

別表第一号 (第5条関係)

表 (略)

注 1~30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)~(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア 番組素材中継を行う無線局の送信設備

(ア)・(イ) (略)

(ウ) × 7W電波 5.85GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用するもの $7 (10^{-6})$ 以下

(エ)・(オ) (略)

イ・ウ (略)

(8)~(18) (略)

32~54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

表 (略)

第 1~第 9 (略)

第 10 (同上)

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (略)

(3) 5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無

以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

ア X 7W電波を使用するものであつて、伝送容量が 51Mb/s を
超え 105Mb/s 以下のもの 17.5MHz

イ X 7W電波を使用するものであつて、伝送容量が 51Mb/s 以
下のもの 8.5MHz

ウ (略)

2・3 (略)

第 11～第 64 (略)

線設備

ア (同左)

イ (同左)

ウ (略)

2・3 (略)

第 11～第 64 (略)